駅前南町通り親和会会則

【名 称】

第1条 本会は「駅前南町通り親和会」と称す。

【目 的】

第2条 本会は会員相互の連携と親睦に努め、会員の発展と地位向上を図り、

併せて駅前南町通地区の発展に寄与することを目的とする。

【会員資格】

第3条 本会は駅前南町通地区内の事業者で、本会目的に賛同するものをもって

構成される。

【会員の権利義務】

第4条 1.会員は、所定の会合に出席し、発言し議決する権利を有する。

2.会員は、本会の事業及び行事の役割を分担しまた会費等費用の分担を

する義務を有する。

【事業】

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

(1)会員相互の連携・協力、親睦と福利厚生に関すること。

(2)その他目的達成のため必要と認められる事業。

【役 員】

第6条 本会には次の役員を置く。

(1)会 長 1名

(2)副会長 1名

(3)会 計 1名

(4)理 事 若干名

(5)監事 1名

【顧問•相談役】

第7条 本会に顧問・相談役を委嘱することができる。

顧問・相談役は総会に諮って会長がこれを委嘱する。

【役員の選任及び任期】

第8条 1.役員は総会に於いて選任し、その任期は2年とする。但し、再任をさまたげ

2.補欠または増員で就任した役員の任期は、現役役員の任期の終了するまでとする。

【総 会】

第9条 1. 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

- 2. 定時総会を年1回6月末までに招集し、臨時総会は、必要がある場合に随時これを招集することができる。
- 3. 総会の議長は、会長又は会長が指名した会員が務める。
- 4. 総会の決議は全会員の半数以上が出席(委任状による委任を含む)し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

【総会付議事項】

第10条

次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- ① 年度事業計画・予算及び決算の承認
- ② 役員選出
- ③ 会則の変更
- ④ その他総会に於いて議決する必要があると認められた事項

【役員会】

第11条

- 1. 役員会は本会の業務執行機関であり、全役員をもって構成する。
- 2. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。但し定例役員会を設けることをさまたげない。
- 3. 役員会の議長は、会長又は会長の委嘱を受けた役員がその任にあたる。
- 4. 役員会の決議は、全役員の半分以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

【職務規律】

第12条

- 1. 会長は本会を代表し、会務を執行する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3. 会計は、本会の会計業務を執行する。
- 4. 理事は本会の運営にあたり事業計画を推進する。
- 5. 監事は会の業務及び経理を監査する。

【会計】

第13条

- 1. 本会の収入は、会費及び寄付金並びに補助金をもって構成し、諸経費の支払いに充てる
- 2. 本会会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄の年1期とする。
- 3. 会費は、間口の広さに応じて負担し、その額は役員会に諮って会長が決する。

【附則】

第14条

- 1. この会則に定めなき事項は、役員会に諮って会長が決することができる。
- 2. 本会運営上の細則は、別に定めることが出来る。

この会則は平成16年 4月 1日より施行する。